

総務文教常任委員会審査日程

日 時 令和 6 年 6 月 2 5 日 (火)

午後 1 時 3 0 分から

場 所 第 1 委員会室

～審査内容～

- 1 所管事務調査 スポーツ施設における輻射式冷暖房の導入について
- 2 閉会中の継続調査事項について

施策体系	大項目(章)		中項目(基本施策)		小項目(基本事業)		
	5	教育・文化・スポーツ	31	スポーツによるまちづくりの推進	1	スポーツに取り組む環境づくり	
	実施計画名		事務事業名		重点プロジェクト	横断的施策	横断的施策(スマイルエイジング)
	2	体育施設維持整備事業	5	市民体育館整備事業	3-(2)		

事業概要	市民体育館の利用環境向上のため、アリーナの空調設備新設やトイレの洋式化等を行います。 令和6年度については実施設計を行います。 また、これにより避難所としての環境整備・機能向上を併せて図ります。	対象	体育施設利用者、観客、高潮被害を除く中・長期の避難市民
		手段	アリーナの空調設備新設(キュービクルの更新を含む。)、トイレの洋式化を含む改修、特定天井対策などの大規模改修の実施
		意図	市民体育館の利用環境向上を図るとともに、高潮被害を除く避難所としての環境整備・機能向上を図る

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率。R5(4月~7月)の上段は年間の目標 中段は4月~7月の実績を記入。

活動指標又は成果指標		R4	R5(4月~7月)	R6	R7	R8	R6年度に向けた評価		
1	体育施設利用者数 (市民体育館)	成果	75,000人	78,000人	78,000人	78,000人	前年評価(A)		
			50,675人	19,473人			事中評価(B)		
			67.57 %	24.97 %			(A)と(B)を踏まえたR6年度以降の取組方針		
2									
3									

視点	評価項目	評価理由	評価結果	評価点
妥当性	目的の妥当性	重点プロジェクト(まちの価値を創る)に該当する事業である。	5	37
	自治体関与の妥当性	市体育施設条例第1条に基づき設置された施設の大規模改修事業である。	5	
	対象(受益者)の妥当性	体育施設利用者、観客、中・長期に避難を強いられた市民の方に、利用環境や機能向上のために行う事業である。	5	
有効性	事業の優先度	防災事業としての観点から、市民生活の安全確保のための事業である。	3	
	行政評価との整合性	大規模改修は新規事業としているが、トレーニング室の空調導入や照明のLED化など施策評価を反映した事業である。	5	
	手法の有効性	市民体育館の利用者数が増す事業は、スポーツに取り組む環境づくりの形成に効果が高い事業である。	5	
効率性	実施主体の適正化	施設の管理・運営については、指定管理者制度が既に導入されている施設である。	3	
	受益者負担の適正化	市体育施設条例に基づき体育施設利用者から使用料を徴収しており、受益者負担を適正に求めている施設である。	3	
	コスト効率	全額市債(緊急防災・減災事業債)で行う事業であり、実施設計においてコスト削減の検討を行うものとする。	3	

事業期間	R6 年度 ~ R7 年度		予算種別	新規	臨時	会計種別	一般	交付税	無
予算費目	款	2	総務費	項	1	総務管理費	目	29	スポーツ施設費
	大事業	1	スポーツ施設費		中事業	1	スポーツ施設維持管理費		

(単位:千円)

		総事業費	R4(決算額)		R5(予算額)		R6		R7		R8		R9	R10
年度別 事業内容							・市民体育館の大規模改修 に向けた実施設計業務		<大規模改修> ・特定天井対策 ・アリーナ空調設備の新設 ・キュービクルの更新 ・トイレ(洋式化を含む。)の 改修					
支出内訳	R4からR5 への繰越 明許費						設計委託料	30,000千円	時間外勤務手当	200千円				
									消耗品費	55千円				
									工事請負費(特 定天井対策)	112,358千円				
									工事請負費(空 調設備新設)	225,170千円				
									工事請負費 (キュービクル更新)	未定				
									工事請負費(ト イレ洋式化)	未定				
	合計							30,000千円		337,783千円				
財源内訳 ／割合	国庫支出金													
	県支出金													
	地方債						緊急防災・減災 事業債	30,000千円	緊急防災・減災 事業債	337,528千円				
	その他													
	一般財源									255千円				
	合計							30,000千円		337,783千円				

国庫支出金・県支出金・地方債の名称及び所管部署	特記事項
※地方債(市民体育館整備事業債)／緊急防災・減災事業債(100%)	
予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称	

市民体育館整備事業

市民体育館の大規模改修を実施し、利用者の利便性を図るとともに、スポーツ拠点施設としての利用を促進するために、設計業務を委託する。

【整備計画の内容】

- ・ 特定天井の解消
- ・ 空調設備の導入
- ・ トイレ（洋式化）の整備



特定天井の解消

体育館アリーナの特定天井を解消するため、現地に適した工法を選定し、実施する。

【考えられる工法】天井の撤去、落下防止ネットの設置、天井の固定、天井の構造物化



空調設備の導入

スポーツ環境の向上、避難施設としての機能向上のため輻射式冷暖房システムの導入による空調管理を行う。

体育館アリーナの1階壁面に輻射パネルを設置する工法を検討。

市民体育館の概要

竣工 昭和62年3月竣工（築36年）

施設 アリーナ、トレーニング室、会議室ほか

利用状況 アリーナ 2,253件、37,476人（R4）

※主な利用 バスケット、バレー、卓球ほか



トイレ（洋式化）の整備

体育館内のトイレの改修

洋式化、多目的トイレの整備等

トイレ／9カ所

（男性4、女性4、障がい者用1）

大便器の数／22器（うち和式15器）

市民体育館整備事業

輻射式冷暖房システムの導入による空調管理



設置事例

山口県内の導入事例

(3件)

◆俵田翁記念体育館（宇部市）

◆やまぐちリフレッシュパーク（山口市）

◆下松スポーツ公園体育館（下松市）

輻射式冷暖房システムの特徴

設置した輻射パネル内に「冷水」「温水」を循環させることで、輻射熱を利用し室内の温度をコントロールする空調設備

【導入メリット】

- ・「放射」「吸熱」による温度管理のため、室内をほぼ均一の温度に保つことが可能
- ・無風、無音
- ・衛生的な利用
- ・清掃などの管理が容易
- ・設置コストは、通常エアコンより高額だがランニングコスト（電気代）は安価

仕 様 書

< 件名 >

- ・ 市民体育館整備事業(実施設計業務委託)

< 場所 >

- ・ 山陽小野田市中川五丁目 6 8 3 3 番 1 地内

< 期間及び期限 >

履行期限：契約締結の日から令和 7 年 1 月 2 4 日

比較検討資料提出

天井耐震改修、電気・都市ガス・プロパン比較：令和 6 年 7 月 3 1 日

図面提出・概算提出（建築・電気・機械）：令和 6 年 1 0 月 1 8 日

金抜き設計書・積算資料提出：令和 6 年 1 1 月 2 9 日

成果品提出（設計見積共）：令和 6 年 1 2 月 2 7 日

< 委託内容 >

- ・ 体育ホールについて、天井の耐震改修工事及び空調改修工事の実施設計業務を委託する。

天井の耐震改修について、体育館という用途を考慮し、改修方法及び形状の比較検討資料を作成の上、天井改修案を決定する。

空調の改修について、輻射パネル方式の空調を新設し、既存の換気設備は、全熱交換器付きに改修する。

- ・ 館内の便所について、床・壁・天井・照明・手洗い等の全面改修を実施し、便器を洋式（温水洗浄便座付）に改修する工事及びシャワー室について、床・壁・天井・照明・水栓等を全面改修する工事の実施設計業務を委託する。
- ・ 受変電設備について、空調の新設による負荷の増加に対応できるように、改修又は増設工事の実施設計業務を委託する。また、電気・都市ガス・プロパンガスでの比較検討資料を作成し改修案を決定する。なお、将来、非常用電源を設置することを考慮した計画とし、非常用電源の範囲等については協議により決定する。

< 既存施設 >

- ・ 改修予定既存施設は以下のとおり。

番号	棟名	建設年	構造	階数	延床面積
1	市民体育館	S61	R C 造	2	5, 237

< 提出書類 >

- ・ 着手届・作業計画書・業務計画書・管理技術者及び照査技術者選任届・管理技術者経

歴書・照査技術者経歴書・担当技術者一覧（免許証書等の写し）・協力事務所がある場合は協力事務所の概要及び担当技術者の一覧表・完了届・引渡書・委託料支払請求書・成果品一式・監督職員が指示する書類

<図面目録>

- ・ A 2 判 1 4 2 枚
- ・ 図面目録
- ・ 建築(天井耐震改修)：特記仕様書 1 0 枚、付近見取図・凡例 1 枚、配置図 1 枚、仕上げ表 1 枚、平面図(各階新旧) 6 枚、屋根伏図(新旧) 2 枚、立面図(東西南北面) 4 枚、断面図(新旧) 2 枚、矩計図(新旧) 4 枚、便所詳細図(新旧) 6 枚、アリーナ詳細・展開図(新旧) 4 枚、体育設備詳細図(新旧) 3 枚、ピット回り詳細図(新旧) 2 枚、天井伏図(各階新旧) 4 枚、各装置詳細図(新旧) 4 枚、仮設計画図 1 枚
- ・ 機械(換気・空調・便所・シャワー室改修)：特記仕様書 4 枚、付近見取図・凡例 1 枚、工事範囲図 1 枚、換気系統図(新旧) 2 枚、換気機器表(新旧) 2 枚、換気平面図(各階新旧) 6 枚、空調系統図(新旧) 2 枚、空調機器表(新旧) 2 枚、空調平面図(各階新旧) 6 枚、空調詳細図(新旧) 6 枚、給排水器具表(新旧) 2 枚、給排水平面図(各階新旧) 4 枚、給排水詳細図(新旧) 4 枚、工事工程図 1 枚
- ・ 電気(受変電設備改修)：特記仕様書 1 枚、付近見取図・凡例 1 枚、配置・引込電柱図 1 枚、受変電結線(新旧) 2 枚、高低圧配電盤(新旧) 2 枚、電気室配置図・配線図(新旧) 2 枚、照明器具姿図(新旧) 2 枚、電灯設備図(新旧) 4 枚、分電盤結線図(新旧) 2 枚、コンセント動力幹線(新旧) 2 枚、ケーブルラック敷設図(新旧) 2 枚、通信系統図(新旧) 2 枚、端子盤表(新旧) 2 枚、通信設備図(新旧) 4 枚、音響特記 1 枚、音響設備端子図(新旧) 2 枚、音響設備図(新旧) 2 枚、音響システム系統図(新旧) 2 枚、音響姿図(新旧) 2 枚、火報系統図(新旧) 2 枚、防災設備図(新旧) 2 枚、新設キュービクル図 3 枚
- ・ 実施設計の成果として、図面目録と異なる内容の成果品となっても差し支えない。ただし、事前に監督職員と協議すること。
- ・ 実施設計の成果として、図面目録に変更があった場合、それが軽微なものであるときは、契約金額を変更しない。

<提示する図書>

- ・ 昭和61年建設時の建築、機械、電気の図面

※図面は現地と整合していない場合があるため、現地調査を行い、現地に整合させた図面等とすること。

<指定するソフトウェア>

- ・ 設計書・数量計算書等：RIBC2、Excel
- ・ 図面・仕様書等：JW_CAD(最新版)

＜適用する積算基準＞

- ・積算については、国土交通省、山口県及び本市の基準を適用する。

＜適用する共通仕様書＞

- ・公共建築設計業務委託共通仕様書（国土交通省）
- ・公共建築工事標準仕様書（令和４年版）建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編（国土交通省）
- ・公共建築改修工事標準仕様書（令和４年版）建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編（国土交通省）

＜設計業務委託成果品＞

- | | | |
|--------------|--|-------|
| ・設計図書 | 設計書 | 各 1 部 |
| | 図面（A 2 判） | 各 1 部 |
| ・設計根拠 | 各種計算書 | 1 部 |
| | カタログ等資料 | 1 部 |
| | 石綿調査報告書 | 1 部 |
| | 調査写真 | 1 部 |
| | 比較検討資料 | 1 部 |
| ・積算根拠 | 見積比較表・見積依頼票・見積書（3 社）・刊行物単価比較表 | 1 部 |
| | 数量調書（ひろい図とも） | 1 部 |
| | 令和 5 年度建築工事等複合単価 | （貸与） |
| ・打合記録 | 発注者、山口県建築指導課・山口県宇部土木建築事務所美祢支所建築住宅課・宇部山陽小野田消防組合小野田消防署消防予防係・宇部山陽小野田消防組合山陽消防署消防予防係・市水道局工事管理課・市環境課・市土木課・市下水道課・市都市計画課・市都市計画課建築指導室・指定確認検査機関・電気事業者・電話事業者・ガス事業者ほかと打ち合わせた記録 | 1 部 |
| ・監督職員が指示する書類 | | 必要部数 |
| ・電子データ | 提出した設計書・図面・設計根拠・積算根拠・打合記録・監督職員が指示する書類等を焼き付けた C D - R | 1 部 |

＜その他＞

- ・照査技術者を選任すること（管理技術者との兼務不可）。
- ・管理技術者及び照査技術者は、一級建築士を配置すること。
- ・空調方式は、輻射パネル式とし、その他の方法との比較設計は不要。
- ・給排水改修は、洗面台及び蛇口の更新も含む。
- ・アスベスト調査業務は現地で一般若しくは、特定建築物石綿含有建材調査者による品名確認と専門機関の分析を行う。分析は 20 検体を想定し、職員の立会のうえ現地採取調査の結果、検体数に増減があった場合は設計変更の対象とする。報告は、大気汚染防止法に基づいた任意の様式で提出すること。

- ・ 営繕工事チェックシートは、「営繕工事積算チェックマニュアル 最新版(国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課)」に基づいて作成すること。
- ・ 営繕積算システムは、本市の確認修正も含めて、2か月分を計上しているが、効率的な運用に努めるものとする。
- ・ 業務期間内に成果物の発注者の確認期間を設けるため、監督職員が指定した時期に管理技術者、照査技術者のチェックシートを添付して、図面、設計書を提出すること。市の確認期間は提出ごとに2週間程度確保すること。なお、再提出があった場合も同様とする。
- ・ 受注者は、本業務が完了しても受注者の責に帰すべき理由による成果品の不良箇所が発見された場合は、速やかに修正、補正、その他必要な措置を取らなければならない。なお、修正に要する費用については、受注者の負担とする。
- ・ 本業務の成果品は入札に関する事務事項に該当するため、受注した設計業務の一部を山陽小野田市の工事指名業者に再委託を行うことはできない。

閉会中の調査事項について

委 員 会 名	調 査 事 項	調 査 期 間
総務文教常任委員会	・秘書に関すること。 ・議会及び行政一般に関すること。 ・文書及び法制に関すること。 ・情報公開及び個人情報保護に関すること。 ・統計調査に関すること。 ・防災及び危機管理に関すること。 ・組織及び職員定数に関すること。 ・職員の人事、給与及び福利厚生に関すること。 ・税の賦課徴収に関すること。 ・債権の調査及び徴収に関すること。 ・消防に関すること。 ・総合計画及び新市建設計画に関すること。 ・重要政策の立案及び調整に関すること。 ・事務管理に関すること。 ・広域行政に関すること。 ・行政改革の推進に関すること。 ・合併に係る調整事項に関すること。 ・総合教育会議に関すること。 ・予算その他財務に関すること。 ・市有財産に関すること。 ・情報処理及び情報化に関すること。 ・市立大学に関すること。 ・地域づくりに関すること。 ・市民活動に関すること。 ・国際交流に関すること。 ・人権及び男女共同参画に関すること。 ・シティセールスに関すること。 ・観光に関すること。 ・広報に関すること。 ・文化に関すること。 ・スポーツに関すること。 ・入札及び検査に関すること。 ・教育に関すること。 ・選挙事務に関すること。 ・まち・ひと・しごと創生総合戦略に関すること。 ・選挙事務に関すること。 ・市役所庁舎改修事業に関すること。 ・学校給食に関すること。 ・新型コロナウイルス感染症に関すること（総務文教常任委員会所管部分に限る。）。 ・地域交流センターに関すること。 ・山口東京理科大学に関すること（総務文教常任委員会所管部分に限る。）。	令和6年9月定例会前日まで継続して閉会中調査する。

	・ L A B V に関すること。 ・ 人権・男女共同参画に関すること。 ・ 市民活動に関すること。 ・ 文化に関すること。 ・ スポーツに関すること。 ・ 地域運営組織に関すること。	
--	---	--